平成３０年（フ）第３１号
滋賀県栗東市林107番地１
債務者　田中　吉行
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
滋賀県高島市音羽483番地２
債務者　椋田　幸子（旧姓丸本）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３７号
滋賀県草津市青地町620番地１―202　グーテリヒト、前住所滋賀県彦根市安清東町95番地（807号）
債務者　油井　辰三
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
大津市大平２丁目31番10―206号、事業所所在地大津市大平２丁目１－８　板垣ビル１階
債務者　カラオケ＆飲み処笑楓こと　三上留理子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５４号
滋賀県甲賀市水口町新城770番地３―505号
債務者　伊藤　知子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５５号
滋賀県甲賀市信楽町長野1371番地23―103号
債務者　乾　　稔
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５７号
大津市北大路２丁目６番41号　目片アパートＡ棟101号室
債務者　赤石　卓也
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
滋賀県草津市追分２丁目16番26号、前住所滋賀県草津市青地町700番地２　エメラルドマンション草津Ⅱ棟　707号
債務者　新庄　敏夫
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡642番地３
債務者　田中　裕子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９３号
兵庫県姫路市飾磨区付城１丁目50番地５　ヴィーナス英賀保101号室
債務者　帖佐　文治
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９６号
兵庫県姫路市御立中１丁目４番35号　パストラーレ御立Ａ棟101
債務者　大部　康祐
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９０号
奈良市大宮町４丁目260番地の１　シティコープ新大宮303号
債務者　皆木　志保
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３５号
奈良市平松２丁目20番20―102号
債務者　西井　克彦
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市立花町1208番地６
債務者　川本ミチ子
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目18番27号
債務者　織田　孝次
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２４号
福島市方木田字古川16番地の４
債務者　岸波ケイ子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４５号
山梨県甲府市東光寺２丁目28番６号
債務者　松永　恒好
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係